

令和6年能登半島地震 義援金のお願い

「令和6年能登半島地震」によってお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべてのの方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

日本商工会議所では、被災地の一日も早い復旧・復興を後押しすべく、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくための義援金の募集を始めました。

島田商工会議所でも本義援金の趣旨に賛同し、募集を開始しましたのでご理解・ご協力をお願い申し上げます。

義援金申し受け要領

1. 義 援 金 1口 1,000円以上 (希望口数)
2. 募 集 期 間 令和6年2月29日(木)～4月23日(火) (二次締め切り)
3. 申し受け要領
 - (1) 義援金をご応諾いただく場合は、別紙「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、4月23日(火)までに、FAXにてご連絡ください。
 - (2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として4月25日(木)までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。
※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を義援金とさせていただきますこと、ご了承ください。
 - (3) 本義援金は島田商工会議所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。
寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は裏面をご覧ください。
 - (4) 領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。
4. 振込先口座 島田掛川信用金庫 島田本店営業部 普通預金 1031887
口座名義「島田商工会議所義援金」

<本件担当> 島田商工会議所 総務課

TEL: 0547-37-7155 FAX: 0547-37-5250

なお、事務所窓口でもお預かりいたしますので、ご協力をお願いいたします。

FAX送付先 0547-37-5250

島田商工会議所 総務課 行

「能登半島地震義援金 振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

1. 義援金額 口 円(1口 1,000円以上でご協力をお願いいたします。)

2. 貴社名

3. ご住所 〒

4. 代表者役職・お名前

5. ご担当者お名前

6. 電話番号

7. 振込予定日 月 日

※寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四
仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5＋1,500万円×100分の2.5〕×4分の1＝〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（区市町村）への義援をご検討いただけますと幸いです。

※本義援金にご協力いただきました企業様には、島田商工会議所会議所ニュースにおいて貴社名をご紹介します。

貴社名の掲載を希望されない場合は、右記にチェックをお入れください。 → 掲載を希望しない

※ ご連絡いただいた情報は、義援金の目的以外には使用いたしません。